

1. これまでの経緯

当市は、平成15年11月に平成16年度から平成20年度までの「中期財政見通し」を策定し、向こう5年間における収支の見込みを明らかにしました。

この「中期財政見通し」では、多額の歳入不足が見込まれる状況にあると推計しました。

このことから市は、財政の安定運営と健全化を図るため、これまで以上の内部経営努力と効率的な行政運営を目指し、職員削減や事務事業の見直し、民間委託の推進など行政運営経費の縮減に取り組むこととしました。

しかしながら、その後、国の構造改革の一環として行われたいわゆる「三位一体の改革」において臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の大幅な削減が実施され、当市の主たる一般財源である実質的な地方交付税が「中期財政見通し」を大きく下回る状況を迎えることとなりました。

●実質的交付税の推移

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
普通交付税	46.3億円	46.6億円	47.8億円	47.8億円
特別交付税	5.6億円	5.1億円	4.7億円	4.4億円
臨時財政対策債	11.3億円	7.7億円	5.9億円	5.2億円
A 実質的交付税	63.2億円	59.4億円	58.4億円	57.4億円
B 中期財政見通し	63.5億円	62.9億円	61.8億円	62.5億円
A-B 不足額	▲0.3億円	▲3.5億円	▲3.4億円	▲5.1億円

※地方交付税：全国の地方自治体間の財政的不均衡を調整して、どこに住んでいても標準的な行政サービスや社会資本が提供できるように財源を保障する制度で、地方の固有財源です。地方交付税には普通交付税と特別交付税があります。

※臨時財政対策債：地方の財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債。従来はこの財源不足額を補てんするため、交付税特別会計で借入れを行い、地方交付税として地方に配分してきましたが、平成13年度より地方が直接借り入れる方式に改められました。この元利償還金は、その全額が後年度交付税措置されます。

このため、緊急の財政対策として、平成15年度から独自に実施していた管理職手当や特別職（教育長を含む）の退職手当などの削減に加え、平成16年4月から特別職の給料、期末手当を7～10%削減、一般職においては10月から給料の3.5%～4.5%、期末勤勉手当、退職手当それぞれ5.0%の削減を行うこととしました。

また、平成17年度には集中改革プランを作成し、職員数の大幅削減や第三者機関による補助金・助成金の見直し、旅費（費用弁償・日当）の見直し、指定管理者制度を含む民間委託の拡大、市税収納率の向上や受益者負担の見直し、市有地の売却収入の拡大、退職手当債や財源対策債の活用など財政健全化に向けて取り組んできました。

平成18年度では退職手当債を2.3億円借り入れることができたことなどから単年度収支で3.0億円の黒字となりました。

この結果、平成18年度の実質収支では7.7億円の黒字を確保するとともに財政調整基金をはじめとする財源対策に充てることのできる基金をある程度留保することが出来ました。

しかし、それでもなお地方交付税（臨時財政対策債を含む）削減の影響は大きく、財政指標の推移が示しているとおり、財政の硬直化が進んでいます。

●単年度収支・実質収支の推移

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実 質 収 支	4.6億円	5.4億円	4.7億円	7.7億円
単 年 度 収 支	▲3.3億円	0.8億円	▲0.7億円	3.0億円

※実質収支：歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額で過去からの累積分です。

※単年度収支：本年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた額です。

●財源対策に充てることのできる基金の年度末残高

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
財 政 調 整 基 金	7.8億円	7.8億円	8.7億円	8.7億円
減 債 基 金	5.6億円	3.5億円	3.0億円	3.3億円
備荒資金組合超過納付分	4.6億円	4.6億円	4.7億円	5.1億円
計	18.0億円	15.9億円	16.4億円	17.1億円

● 財政指標の推移

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収支比率	88.7	91.9	95.2	95.3
起債制限比率(3か年平均)	13.7	14.0	14.3	15.1
実質公債費比率(3か年平均)	—	—	15.7	17.0

※1 経常収支比率 : 財政構造の弾力性(余裕)を判断するための指標で、支出のうち人件費や公債費、扶助費のように毎年度経常的に支出される経費に対し、市税や地方交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源がどの程度充当されているかを割合で示したものです。比率が低い方が自由に使える資金が多いことになります。

※2 起債制限比率 : 市債の元利償還金が標準財政規模(注1) + 臨時財政対策債の合計額に対しどの程度になっているかを示す指標で、元利償還金のうち交付税に算入された分を分母、分子から除いて計算します。この比率が高くなると財政の硬直化に繋がります。

注1 普通交付税の算定にあたり認められた標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の総額をいいます。

当市の平成18年度標準財政規模は約105億円です。

※3 実質公債費比率: ※2の元利償還金に下水道などの公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金等を加えた金額が上記と同じ標準財政規模 + 臨時財政対策債に対しどの程度になっているかを示す指標で、連結決算の考え方を導入したものです。分母、分子からは同じく交付税算入分を除いて計算します。この指標の3か年平均が18%以上の場合、起債は知事の許可が必要となり、25%以上になると一部起債が制限されます。